茨高教研商業部　商業教育推進補助事業規定

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和５年６月２日施行

　１　目　　的　　各学校における商業教育の充実と発展を図るための補助事業とする。

　　　　　　　　　　例１　生徒対象に専門教育の充実を図る。

　　　　　　　　　　例２　教員対象に研修の充実を図る。

　２　対象事業　　商業部長が商業教育推進補助事業と認めた場合に限る。

　　　　　　　　　　講演会等の会場費及び講師謝金・旅費等

備品、消耗品等の購入

　　　　　　　　　　その他（要相談）

３　補助金　　茨高教研商業部記念事業積立金を取り崩して助成する。

　　　　　　　　　　＜積立金取崩総額＞　\2,900,000

　　　　　　　　　　　(1)　北関東簿記周年事業積立金 \1,900,000

　　　　　　　　　　　　　 　式典・表彰・記念誌等

　　　　　　　　　　　(2)　北関東簿記運営事業積立金 \1,000,000

　各種事業運営等

　　　　　　　　　　　　※　補助金残金が無くなり次第、本事業終了とする。

　４　補助額　　年間１校につき原則３０万円を上限とする。

５　手続き１　　事業申請書（様式１）及び事業計画書（様式２）を提出する。

提出先：茨高教研商業部

　　　　　　　　　添付書類：購入品等がある場合は、見積書を添付する。

　　　　　　　　　手続き期間：商業部総会翌日から７月末日まで

６　決　　定　　商業部長が決定する。（決定通知）

７　手続き２　　決定通知を受理した学校は、補助金振込口座報告書（様式３）を提出する。

　　　　　　　　　提出先：茨高教研商業部

　　　　　　　　　手続き期間：決定通知日から１４日以内

８　報　　告　　事業報告書（様式４）及び収支報告書（様式５）を提出する。

　　　　　　　　　提出先：茨高教研商業部

　　　　　　　　　添付書類：購入品等がある場合は、領収書を添付する。

　　　　　　　　　報告期限：事業終了後３週間以内とする。

９　その他　　商業部総会、各研究協議会等で事例発表をお願いすることもある。